

障害福祉計画・障害児福祉計画について

(1) 基本指針

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）第87条第1項及び児童福祉法第33条の19において、障害福祉サービス等の提供体制及び自立支援給付等の円滑な実施を確保することが規定されており、基本指針に基づき、市町村・都道府県において、障害福祉計画・障害児福祉計画を作成することとされている。

(2) 計画に定める事項

ア 障害福祉計画

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第88条において、次に掲げる事項を定めることとされている。

- 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- 各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み
- 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項 等

イ 障害児福祉計画

児童福祉法第33条の20において、次に掲げる事項を定めることとされている。

- 障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- 各年度における指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量 等